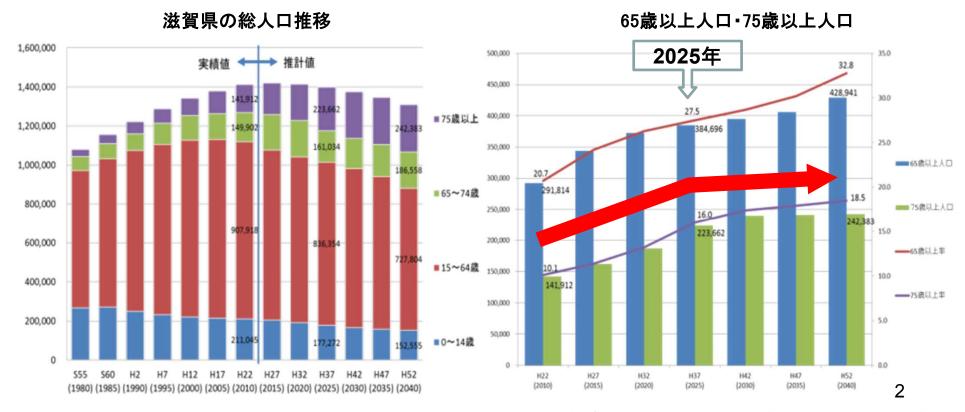


滋質の 医療福祉・在宅看取り

平成29年(2017年)5月

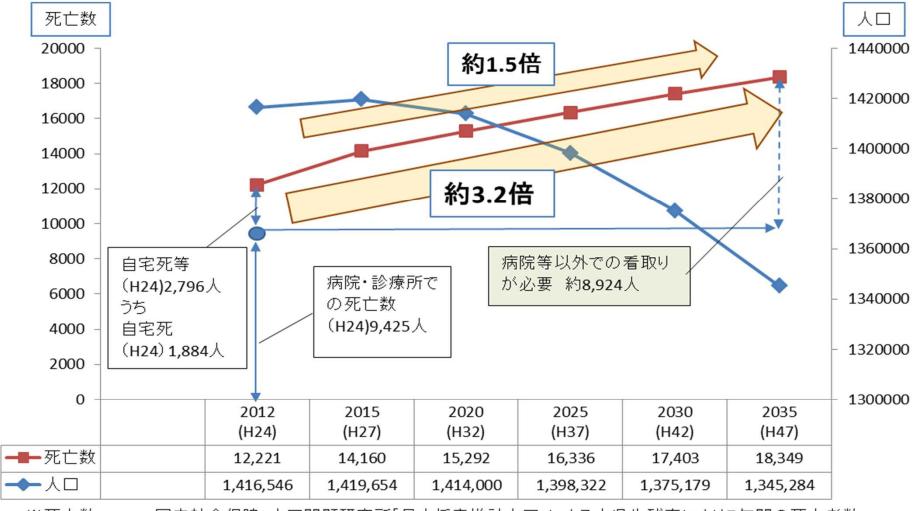
滋賀県の将来人口推計

2025年(H37)には、 65歳以上の率は27.5%(3.6人に1人) 75歳以上の率は16.0%(6.25人に1人)



「2010年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(2013年3月推計)

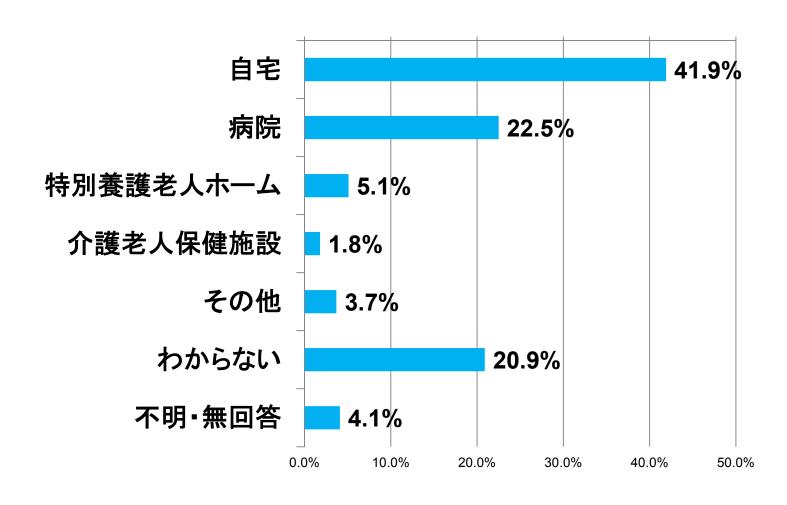
超高齢化・多死社会の到来!! 一看取りの場所の確保が必要・



- ※死亡数: H25.3 国立社会保障・人口問題研究所「日本将来推計人口」による本県生残率により5年間の死亡者数を推計し、1年間での平均値を算出
- ※人口: H25.3 国立社会保障・人口問題研究所による本県推計人口
- ※2012(H24)の死亡数、人口は滋賀県推計人口年報の概要

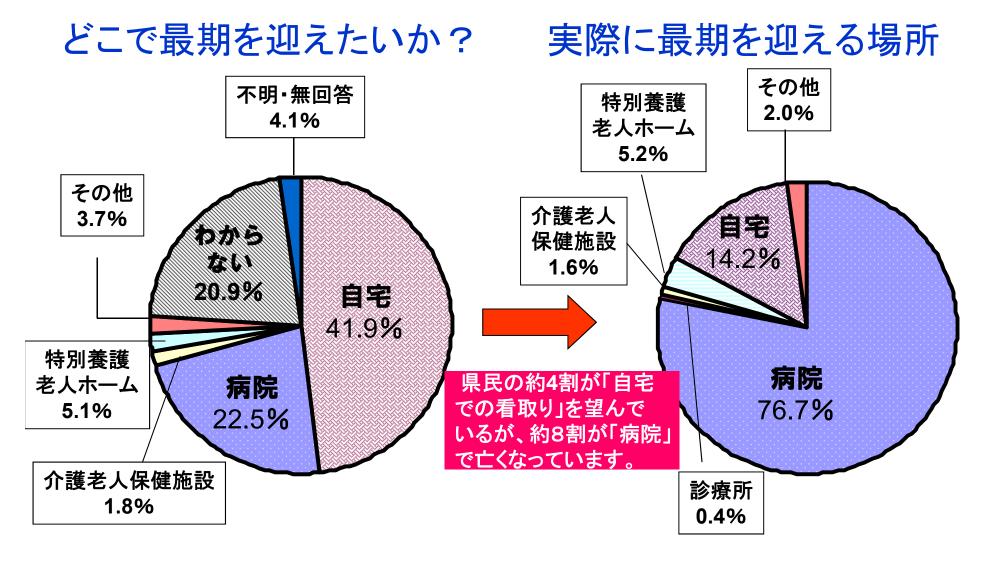
人生の最期(看取り)を迎えたいと思う場所は?

滋賀の医療福祉に関する県民意識調査(平成28年度より)



回答総数:3,359

滋賀県民の看取り理想と現実のギャップ

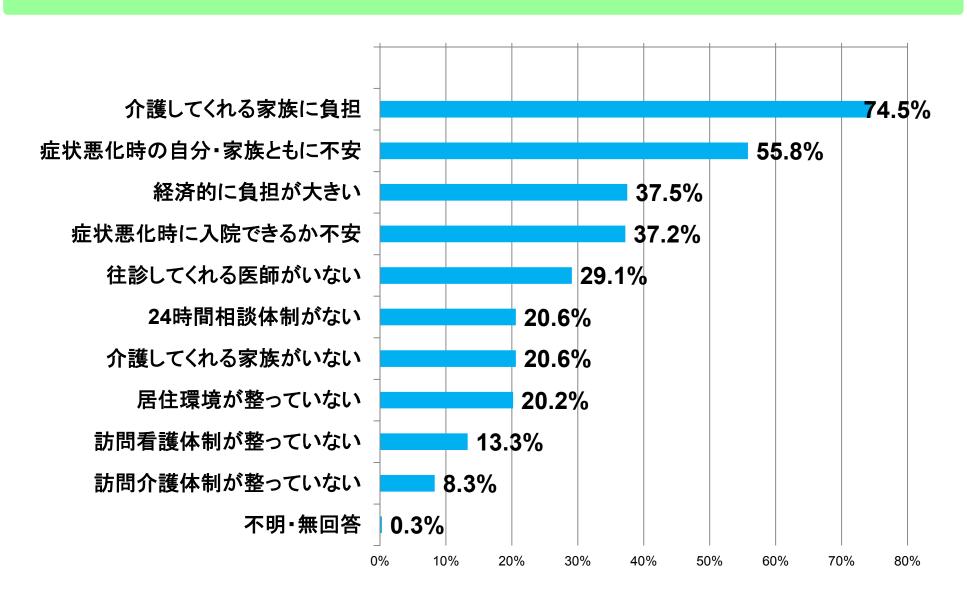


(左グラフ) 滋賀の医療福祉に関する県民意識調査(平成28年度)

(右グラフ) 平成27年滋賀県死亡数(場所別)厚生労働省人口動態統計を元に作成

自宅で最期まで療養困難と思う理由は?

滋賀の医療福祉に関する県民意識調査(平成28年度より)



医療依存度が高くても、本人が望む場所で生活したいという希望や、在宅で最期を迎えたいという選択肢を実現するために、医療福祉サービ、スが総合的に受けられる地域を住民とともに目指す。

入院から 在宅への 円滑な移行 の促進 在宅療養を支援する医療資源の整備・充実とネットワークの推進

本人が望む 場所での 看取りが 可能な 体制の整備 在宅医療を 担う人材の 養成とスキル アップの仕組 みの構築 在宅療養を 支援する拠点 の整備

地域における医療と介護の一体的推進

- 退院支援機能強 化事業
- ⇒ 地域連携クリティカル
 n゚スの推進
- ・退院調整ルール
 評価・検討

- 在宅療養支援センター設置
- 訪問看護支援センター 設置・運営
- ☆ 医療情報連携ネット
 ワーク整備
- ◆ 在宅医療体制機器 整備

- ◆ 住みなれた地域で の療養・看取り推進
- ◆ 医療と介護をつなぐ 看取り介護推進
- 市町在宅医療連携拠点推進セミナー、地域リータ・ーステップ・アップ・
- 訪問看護支援センター設置・運営(再掲)
 - ではことなるが確保で 育成 (在宅医療セミナー、家庭 医養成プログラム、多職 種交流事業)

◆ 地域在宅医療拠点整備事業

日常生活圏域の暮らしをさせる在宅医療を推進する取り組みの「見える化」事業

【推進体制】在宅医療等推進協議会/医療福祉·在宅看取りの地域創造会議/医療福祉を推進する地域協議会 【指針】 滋賀県保健医療計画、滋賀県における在宅医療推進のための基本方針

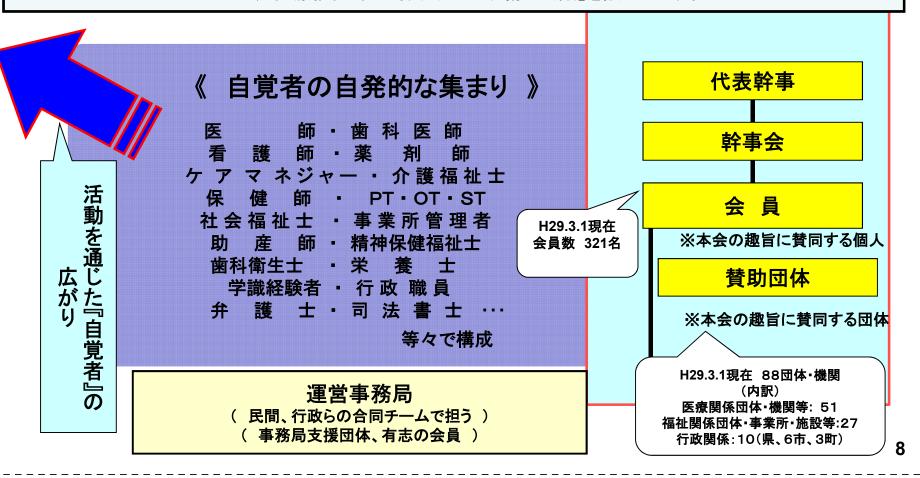
「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」

設立総会 (H23.8.30)

設立趣意

〇少子高齢化が著しい速さで進展しています。単身の高齢世帯が増加している中、とりわけ団塊の世代が75歳以上の高齢者となる15年後を見据え、誰もが地域で自分らしく暮らし続け、老いを迎え、平穏に死を迎える社会を創りたいと考えます。

〇このため、日常生活圏域における地域包括ケアの構築を目指して、医療福祉サービスの関係者や住民等の民間の主導により、市町・県の行政関係者も参画し、お互いに顔の見える関係をつくりながら、地域の支え合いの中で、高齢者や障害者など社会的に支援を必要とする人たちを包み込む滋賀モデルをみんなで推進することを目的として、「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」を設立します。



主な活動内容

① ワーキンググループの活動

〇引き続き、月1回のペースで年間計10回ワーキ ンググループ(WG)を開催。

これまでの内容(一部抜粋):

◎話題提供:・滋賀県医療福祉推進アドバイザー

「地域包括ケアの医療・介護について」

・権利擁護支援について

米原市地域包括医療福祉センター 「ふくしあ」での取り組み

② 「通信」の発行

〇「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議通信」を発行し、 WGでの議論や活動紹介の概要をメーリング リスト・HP で情報発信。

③ 総会の開催

平成28年8月27日(土)、ホテルピアザびわ湖 (大津市)で開催。

④ 滋賀の医療福祉を守り育てる県民運動推進事業の実施

〇「滋賀の医療福祉を守り育てる月間」(11月) 関連 事業の実施。

> ①11月26日 (土) 県民フォーラムを開催 (ピアザ淡海 (大津市))

②関係機関・団体等に、月間への参画(広報・ 啓発活動の実施)を呼びかけ、県民に情報提供を 行う。

⑤ 地域の医療福祉を守り育てるための普及 啓 発事業の実施

〇広く県民に、訪問診療・訪問看護等在宅で受けられる医療の情報や、在宅医療を支える専門職の 取り組みについて情報発信する。

*方法:動画配信やブログ、フェイスブック 等の広報媒体を複数組み合わせて情報を発信 *啓発キャラクター「みとりちゃん」を活 用。





ワーキンググループワークの様子

県民フォーラム 啓発劇

